

令和8年度 北陸地方整備局(港湾空港関係) 総合評価落札方式の取り組み

令和8年5月29日(新潟会場)
令和8年6月 5日(北陸会場)

北陸地方整備局
港湾空港部 品質確保室

《令和8年度 北陸地方整備局(港湾空港関係)総合評価落札方式の取り組み項目》

1. 地元企業活用向け制度

【北陸オリジナル】

- ① 工事実績重視チャレンジ型の試行について【運用拡大】 R8.3月～
- ② 地理的条件を踏まえた地域精通度評価の試行について【新規】 R8.3月～
- ③ 地域貢献度における災害協定有無の評価基準の見直し【拡充・運用改善】 R8.3月～

【本省実施方針】

- ④ 「地元作業船」活用評価型の試行について【拡充・運用改善】 R8.3月～
- ⑤ 地元企業活用審査型について(下請負者表彰企業の評価)【継続】
- ⑥ 競争参加資格要件(施工実績)緩和の試行について(ブロック製作工事)【新規】 R8.3月～
- ⑦ 下請施工実績評価型の試行について(グラブ浚渫工事)【拡充・運用改善】 R8.3月～
- ⑧ 地元企業活用型JV工事の試行について【新規】 R7.12月～

2. 総合評価落札方式 技術提案評価型S I 型

総合評価落札方式 技術提案評価型S I 型の試行について【新規】 R7.10月～

1. 地元企業活用向け制度

① 工事实績重視チャレンジ型の試行について

北陸:運用拡大

- 直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大する観点から、工事成績と表彰の評価を省略し、工事实績を重視した評価とすることで直轄工事と地方自治体等の実績を同等に扱う取り組みを試行する。
- 工事实績を中心とした評価とすることで、直轄工事の実績(成績、表彰)を持たない企業の受注機会の拡大と担い手企業の裾野を広げることを期待。
- 試行対象とする地域は、地理的条件や地域特性を踏まえて発注者が設定するものとする。

【対象工事】

- ・等級区分 : A等級以外
- ・総合評価タイプ : 施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型

▶これまで、災害復旧工事限定で試行してきたが、通常工事でも地域特性等を踏まえたうえで試行する。

【適用時期】

令和8年3月以降に公告を開始する案件より適用

(標準型)

企業の能力等	
	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
技術者の能力等	
	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域精通度・地域貢献度	
	地理的条件
	災害協定
	...



(工事实績重視チャレンジ型)

企業の能力等	
	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
技術者の能力等	
	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域精通度・地域貢献度	
	地理的条件
	災害協定
	...

自治体等の実績を国と同等に評価

成績・表彰を評価対象外とすることで、国の実績がない企業の受注機会を拡大

② 地理的条件を踏まえた地域精進度評価の試行について

北陸:新規

- 「地域貢献等」における地域精進度の評価は、当該県内における本店所在の有無を評価項目としている。
- これまで、当該県内に本店が所在していれば、一律満点として評価していたが、同一県内でも施工場所まで相当程度離れている場合や離島を有している場合などがあり、地理的条件や地域特性を踏まえた地域を設定し優位に評価する試行を行う。
- 試行対象とする地域は、地理的条件や地域特性を踏まえて発注者が設定するものとする。

【対象工事】

等級区分：A等級以外の工事

※工事内容や地理的条件等を踏まえ選定する。

なお、試行工事以外は、従来通りの評価方法(当該県内に本店所在の有無)とする。

【適用時期】

令和8年3月以降に公告を開始する案件より適用

(現行)

評価項目	評価内容及び評価基準	配点
施工計画		可／否
企業の能力等		16点
技術者の能力等		16点
地域貢献等		8点
①地域精進度(地理的条件)	●●県内に本店所在有り	3点
	〃 無し	0点
②地域貢献度(災害協定締結の有無)	国又は地方自治体(港湾空港関係以外を含む)との災害協定締結有り	4点
	〃 無し	0点
③災害復旧・復興に活用できる作業船の自社保有状況	保有あり	1点
	〃 なし	0点
加算点合計		40点

(試行工事)

評価内容及び評価基準	配点
施工計画	可／否
企業の能力等	16点
技術者の能力等	16点
地域貢献等	8点
地域内(〇〇市内、〇〇市内)に本店所在有り	3点
●●県内に本店所在有り	1.5点
〃 無し	0点
北陸地方整備局(港湾空港関係)との災害協定締結有り	4点
国又は地方自治体(港湾空港関係以外を含む)との災害協定締結有り	2点
〃 無し	0点
保有あり	1点
〃 なし	0点
加算点合計	40点

※施工能力評価型Ⅰ型(標準)、港湾土工工事、作業船評価非対象の場合の配点例

③ 地域貢献度における災害協定有無の評価基準の見直し

北陸: 拡充・運用改善

- 「地域貢献等」における地域貢献度の評価は、災害時における協定締結の有無を評価項目としている。
- 令和6年能登半島地震時には、災害協定を活用した港湾施設の応急復旧や航路啓開、施設調査等が行われ、早期復旧が進められたところである。
- 北陸地域における港湾の災害対応力を高める観点から、**北陸地方整備局(港湾空港関係)との災害協定締結の有無を評価する見直しを行う。**

【対象工事】

等級区分 : A等級以外の工事

【適用時期】

令和8年3月以降に公告を開始する案件より適用

(現行)

評価項目	評価内容及び評価基準	配点
施工計画		可／否
企業の能力等		16点
技術者の能力等		16点
地域貢献等		8点
①地域精通度(地理的条件)	●●県内に本店所在有り	3点
	〃 無し	0点
②地域貢献度(災害協定締結の有無)	国又は地方自治体(港湾空港関係以外を含む)との災害協定締結有り	4点
	〃 無し	0点
③災害復旧・復興に活用できる作業船の自社保有状況	保有あり	1点
	〃 なし	0点
加算点合計		40点

(改訂後)

評価内容及び評価基準	配点
施工計画	可／否
企業の能力等	16点
技術者の能力等	16点
地域貢献等	8点
●●県内に本店所在有り	3点
〃 無し	0点
北陸地方整備局(港湾空港関係)との災害協定締結有り	4点
国又は地方自治体(港湾空港関係以外を含む)との災害協定締結有り	2点
〃 無し	0点
保有あり	1点
〃 なし	0点
加算点合計	40点

※施工能力評価型Ⅰ型(標準)、港湾土木工事、作業船評価非対象の場合の配点例

令和8年度 直轄事業の実施に向けた取組

凡例: **ハイライト** : R7d途中から前倒し実施(13項目)

◆ 令和8年度直轄事業の実施に際しては、「新・担い手3法」の趣旨を踏まえつつ、「働き方改革」、「担い手の育成・確保」、「生産性の向上」の3本柱を中心に取組を推進。

取組項目		
凡例  R8d総合評価試行		
黒字:継続項目 赤字:新規項目 青字:拡充・運用改善項目		
働き方改革	担い手の育成・確保	生産性の向上
①休日確保評価型試行工事の実施【P】 ②休日確保評価型試行工事の見直し(工期指定型からの移行) ③供用係数実態精査試行工事(旧荒天リスク精算型) ④作業船乗組員等の働き方改革への取組 ⑤快適な職場環境整備の促進 ⑥港湾工事における快適トイレ設置の拡充 ⑦工事品質確保調整会議の適切な運用 ⑧業務品質確保調整会議の適切な運用 ⑨「港湾工事提出書類スリム化の手引き」の改定 ⑩「港湾工事の契約変更事務ガイドライン」の改定 ⑪「検査書類限定型試行工事」の適用拡充 ⑫時間外労働上限規制の遵守を目的とした試行的取組の実施 ⑬従業員給料手当等に関する試行工事の実施 ⑭円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用 ⑮猛暑による厳しい作業環境に対応した工事・業務における取組 ⑯ワークライフバランスの取組企業に対する加点評価 ⑰施工箇所が点在する工事(港湾関係)の積算	①諸経費検証モデル工事の実施 ②賃上げ実施企業に対する加点評価 ③地元作業船活用評価型の試行 ④特別港湾潜水技士配置に対する加点評価 ⑤総合評価落札方式 技術提案評価SI型 ⑥配置予定技術者の工事実績(数量設定)の緩和 ⑦主任(監理)技術者等未経験者育成型工事の実施 ⑧主任(監理)技術者の配置変更 ⑨地元企業活用評価型の試行 ⑩施工実績の緩和 ⑪下請施工実績評価型の試行 ⑫地元企業活用評価型JV工事の試行 ※②～⑫は総合評価落札方式 ⑬建設キャリアアップ活用モデル工事の実施 ⑭受発注者への教育・研修等の実施 ⑮学生向け見学会等担い手確保の取組強化 ⑯公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価の改定 ⑰賃金・労働時間等の実態把握(試行) ⑱積算基準改定作業①(設計、測量・調査等業務) ⑲積算基準改定作業②(損料基準) ⑳スライド制度(業務スライド)の試行導入 ㉑発注見通しの統一化 ㉒設計業務における地域精通度の適切な運用 ㉓災害時における緊急対応に適合した「請負業務成績評定」の見直し ㉔災害等緊急時における業務等共同企業体の活用 ㉕海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価 ㉖海上工事における地元作業船を使用した積算(試行)【P】	①ICT施工の拡大(ICT活用試行工事の実施) ②ICTを活用した工事安全対策試行工事等の実施 ③BIM/CIMクラウドの試験運用(データシェアリング) ④AIを活用した海底測量の省力化の取組 ⑤建設現場における遠隔臨場の推進 ⑥工事・業務の帳票管理システムの改良 ⑦中小企業向けICT活用施工管理モデル工事 ⑧3次元モデルの工事契約図書化に向けた取組 ⑨海上工事のオートメーション化の取組 ⑩港湾工事へのプレキャスト工法導入促進に向けた取組 ⑪港湾におけるデジタル化の推進(サイバーポート) ⑫新技術の活用に向けた取組 ⑬衛星三次元測位の実用化に向けた検討

④「地元作業船」活用評価型の試行について

全国：拡充・運用改善

- ◆ 大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地域の安全・安心を担う地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価する「地元作業船活用評価型」を技術提案評価型S型で試行。
- ◆ 主要工種において、当該港湾の所在する県内に本店を有する地元企業が所有する作業船を活用する場合に全整備局等にて加点点評価を実施しているところ。
- ◆ **今回、総合評価タイプを施工能力評価型Ⅰ型に拡大、加えて対象船舶も主作業船(14船種)に拡大**することとする。
- ◆ 本試行工事は、**令和8年3月以降に公告を開始する案件のうち工事内容を踏まえて選定**する。
※工事内容を確認し、地元作業船を活用できる工種がどの程度あるかを踏まえて設定

【現状】

- ・対象工事：作業船を使用する工事
- ・工種区分：港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事
- ・等級区分：A等級(WTOを除く)
- ・総合評価タイプ：技術提案評価型S型
- ・対象作業船：グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、起重機船、クレーン付台船



【拡大案】

- ・対象工事：作業船を使用する工事
- ・工種区分：港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事
- ・等級区分：A等級(WTOを除く)
- ・総合評価タイプ：技術提案評価型S型
施工能力評価型Ⅰ型
- ・対象作業船：**港湾請負工事積算基準2-1-(15)に示されている主作業船**
ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、起重機船、リクレーマ船、ケーソン製作用台船、深層混合処理船など**14船種**

(配点例)

評価項目	評価基準	配点
地元作業船の活用	地元企業の所有する作業船を活用	加点点評価
	該当なし	0

※「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」に換えて評価を実施する。

<加点点の条件>

主要工種の**作業日数の30%以上**活用すること

但し、

・主要工種を含む複数工種にまたがる場合には、**複数工種の合計作業日数が30%以上**あればよい

・複数の地元作業船を使用して主要工種を行う場合には、**地元作業船の合計作業日数が30%以上**あればよい

⑤ 地元企業活用審査型について（下請負者表彰企業の評価）

全国：継続

- 港湾局では、令和8年1月以降の公告案件より、一次下請予定企業の下請としての表彰実績を評価項目として設定する試行を開始。
- 北陸では、従前より、企業の表彰関係の評価として、北陸地方整備局(港湾空港関係)から「優良工事における下請負者表彰」された企業を予定下請負者とする場合加点評価しておりこれを継続する。

項 目		施工体制確認型							
		施工能力評価型					技術提案評価型		
		I 型(標準)、II 型					S 型(標準)		
		Aランク以外			Aランク		Aランク		
		作業船 対象	港湾土木 作業船 非対象	港湾土木以外 作業船 非対象	作業船 対象	作業船 非対象	作業船 対象	作業船 非対象	作業船 非対象
企業の能力等		16点	16点	16点	17点	20点	8.5点	10点	
同種工事実績		5.0	4.0	4.0	6.0	6.0	2.0	2.0	
請負工事成績評定点		6.0	6.0	6.0	7.0	8.0	2.0	2.0	
表彰 関係	工事 成績	工事成績評定優秀企業認定	0.5	1.0	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0
		安全管理優良受注者表彰	0.5	1.0	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0
		優良工事表彰	1.5	3.0	3.0	1.5	3.0	1.5	3.0
	生産 性 向 上	生産性向上技術活用表彰	最大 加点 数 3.0	最大 加点 数 4.5	最大 加点 数 4.5	最大 加点 数 2.5	最大 加点 数 4.5	最大 加点 数 2.5	最大 加点 数 4.5
		インフラDX大賞 ※生産性向上技術活用表彰、インフラDX大賞は、重複評価はしない。	1.0	2.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0
		ICT人材育成推進企業認定	0.5	1.0	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0
	災害	災害対策関係功労者表彰 ※優良工事表彰を受けている場合は、評価点の高い方を評価する。	1.0	2.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0
	施工 体系	優良工事における下請負者表彰	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
新技術等に対する取り組み		0.75	0.75	0.75	0.5	0.5	0.75	0.75	
現場技能者の配置 (登録基幹技能者または、建設マスター等または、特別港湾潜水技士)		1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	
ワーク・ライフ・バランス推進企業		0.25	0.25	0.25	0.5	0.5	0.25	0.25	

⑥ 競争参加資格要件（施工実績）緩和の試行について（ブロック製作工事）

全国：新規

- ◆ 発注件数の減少に伴い、受注機会が確保されず競争参加資格要件である過去15年間の施工実績（各局の実態）などの要件が満たされず、入札に参加できないため実績期間の緩和などの要望が上がっている。
- ◆ 受注機会の確保の観点から、入札公告要件における施工実績を有する期間の撤廃及び総合評価における施工実績要件の緩和を行うことで、地元企業の活性化を図ることとする。
- ◆ 対象工事は、施工実績を有する期間の重要性を比較的伴わないと考えられる「ブロック製作工事」を対象とする。
- ◆ ただし、浚渫工事など他工事において地域の実情により適切な企業数が確保できない理由により、競争環境が整わない場合は、本試行を適用してもよいこととする。
- ◆ 本試行工事は、令和8年3月以降に公告を開始する案件のうち工事内容を踏まえて選定する。

【現状の入札説明書】

○. 競争参加資格

.....

(○)平成○年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

・同種工事は、○○○○○を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

.....

(○)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

.....

○)平成○年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

・同種工事は、○○○○○を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。



【拡大案の入札説明書】

○. 競争参加資格

.....

(○)平成○年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

・同種工事は、○○○○○を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

.....

(○)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

.....

○)平成○年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

・同種工事は、○○○○○を製作した工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

⑥ 競争参加資格要件（施工実績）緩和の試行について（ブロック製作工事）

全国：新規

【現状の評価項目】

評価項目		評価基準	配点		
企業 の 能力 等	①過去15ヶ年度以降に申請された同種工事実績	より同種性の高い工事の実績あり	4	4点	
		同種性の高い工事の実績あり	2		
		同種性が認められる工事の実績あり	0		
	②過去5ヶ年度における北陸地方整備局（港湾空港関係）の平均請負工事成績評定点			6点	
	③北陸地方整備局（港湾空港関係）等の各表彰			最大 加点数 4.5点	
	④新技術等に対する取り組み			0.75点	
	⑤現場技能者の配置			0.5点	
⑥ワークライフバランス等推進企業			0.25点		
技術者 の 能力 等	⑦過去15ヶ年度以降に申請された同種工事実績	同種性	より同種性の高い工事の実績あり	4	6点
			同種性の高い工事の実績あり	2	
			同種性が認められる工事の実績あり	0	
		立場	監理（主任）技術者、現場代理人として従事	2	
			担当技術者として従事	0	
	⑧過去5ヶ年度の全地方整備局（港湾空港関係）の平均請負工事成績評定点 ※監理（主任）技術者、現場代理人に限る			6点	
	⑨北陸地方整備局（港湾空港関係）の優良建設技術者表彰、または優良工事表彰を受けた工事の監理（主任）技術者の配置			3点	
	⑩継続教育（CPD）の取り組み状況又は専門性の高い資格			1点	
地域精通度・地域貢献度			計8点		

※施工能力評価型Ⅰ型（標準）、港湾土木工事、作業船評価非対象の場合の配点例

【拡大案の評価項目】

評価項目		評価基準	配点		
企業 の 能力 等	①同種工事実績	(過去15年間) ・より同種性の高い工事の実績あり ・同種性の高い工事の実績あり	4	4点	
		(過去15年間) ・同種性が認められる工事の実績あり	2		
		過去15年間以前の工事	0		
	②過去5ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係)の平均請負工事成績評定点			6点	
	③北陸地方整備局(港湾空港関係)等の各表彰			最大 加点数 4.5点	
	④新技術等に対する取り組み			0.75点	
	⑤現場技能者の配置			0.5点	
⑥ワークライフバランス等推進企業			0.25点		
技術者 の 能力 等	⑦同種工事実績	同種性	(過去15年間) ・より同種性の高い工事の実績あり ・同種性の高い工事の実績あり	4	6点
			(過去15年間) ・同種性が認められる工事の実績あり	2	
			過去15年間以前の工事	0	
		立場	監理(主任)技術者、現場代理人として従事	2	
			担当技術者として従事	0	
	⑧過去5ヶ年度の全地方整備局(港湾空港関係)の平均請負工事成績評定点 ※監理(主任)技術者、現場代理人に限る			6点	
	⑨北陸地方整備局(港湾空港関係)の優良建設技術者表彰、または優良工事表彰を受けた工事の監理(主任)技術者の配置			3点	
	⑩継続教育(CPD)の取り組み状況又は専門性の高い資格			1点	
	地域精通度・地域貢献度			計8点	

・競争参加資格の同種実績において「過去15年間」という縛りを無くす代わりに、評価の対象とする。

⑦ 下請施工実績評価型の試行について（グラブ浚渫工事）

全国：拡充・運用改善

- ◆ 中小企業の受注の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認める取り組みを平成30年4月より実施。
- ◆ ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は行わないこととしている。
- ◆ 加点評価を行わない理由としては、下請の場合、その工種に特化しており、総合的な現場管理などのマネジメントを行わないことから下請の実績だけでは従来の元請評価との公平性に欠けるものとして評価してこなかった。
- ◆ 今回対象とする「港湾等しゅんせつ工事」における「グラブ浚渫工事」は、単一工種であることから、総合的な現場管理などのマネジメント能力は、従来の元請評価とほぼ同等と考えられるため、試行的に加点評価を行う試行とする。
- ◆ 本試行工事は、令和8年3月以降に公告を開始する案件のうち工事内容を踏まえて選定する。

【現状の評価項目】 ※S型（標準）、作業船評価対象の場合の配点例				
評価項目		評価基準		配点
企業の能力等	【元請としての実績を加点評価】 ①過去15ヶ年度以降に申請された同種工事実績	より同種性の高い工事の実績あり	2	2点
		同種性の高い工事の実績あり	1	
		同種性が認められる工事の実績あり	0	
技術者の能力等	【元請としての実績を加点評価】 ②過去15ヶ年度以降に申請された同種工事実績	より同種性の高い工事の実績あり	2	3点
		同種性の高い工事の実績あり	1	
		同種性が認められる工事の実績あり	0	
	立場	監理（主任）技術者、現場代理人として従事	1	
		担当技術者として従事	0	

・下請企業の施工実績は、競争参加資格要件は満たすものの、総合評価の加点対象にはならない。

【拡大案の評価項目】				
評価項目		評価基準		配点
企業の能力等	①過去15ヶ年度以降に申請された同種工事実績	【元請】より同種性の高い工事の実績あり	2	2点
		【元請】同種性の高い工事の実績あり 【一次下請】より同種性の高い工事の実績あり	1	
		上記以外	0	
技術者の能力等	②過去15ヶ年度以降に申請された同種工事実績	より同種性の高い工事の実績あり	2	3点
		【元請】同種性の高い工事の実績あり	1	
		上記以外	0	
	立場	【元請】監理（主任）技術者、現場代理人として従事	1	
		【一次下請】より同種性の高い工事において主任技術者として従事	1.5	

- ・下請の実績でも加点評価を行う試行工事を実施。但し、元請け実績と差をつけるため、下請の実績で加点を行う際は、1／2の評価とする。
- ・工種区分：港湾等しゅんせつ工事
- ・対象工事：グラブ浚渫工事
B等級以外が参加可能な工事

⑧ 地元企業活用型 J V 工事の試行について

全国:新規

- 地域の自然条件や現場条件に精通している地元企業を活用することで工事の品質を確保するとともに地元企業の健全な育成と受注機会の拡大を目的として、特定建設工事共同企業体(以下、特定JV)の構成員に地元企業を含む場合は、加点評価する試行を実施する。

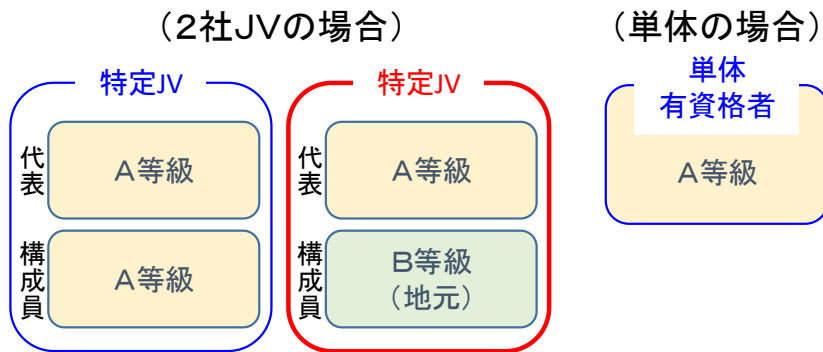
【対象工事】

- ・工種区分 : 港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事
- ・等級区分 : A等級 特定JV対象工事(WTOは除く)
- ・総合評価タイプ : 技術提案評価型S型、施工能力評価型 I 型

【評価方法】

- ・特定JVの構成員として地元企業※が参加する場合、加点評価する。
※地元企業とは、発注県内に本社(本店)を有するB等級の企業とする。

◆申請時のJV組合せ例



凡例

 : 加点評価の対象となる組合せ

◆評価点

評価項目	評価基準	評価点
地元企業活用型JV	地元企業が特定JVの構成員として参加	加点評価
	上記以外	0点

2. 総合評価落札方式 技術提案評価型S I 型

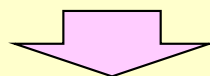
2. 総合評価落札方式 技術提案評価型 S I 型の試行について

全国:新規

- 公共工事品確法が令和6年6月に改正され、「価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等」を経済性に配慮しつつ採用することが発注者の責務として新たに規定された。

【通常S型の課題】

提案技術に要するコストは入札価格に含まれるため、CN、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしづらく、仮設や工法の変更を伴う技術提案は認められていないため、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい。



【技術提案評価型 S I 型の試行】

発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事において、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる新たな入札契約方式(技術提案評価型(S I 型))を今後試行する。

施工能力評価型 ＜技術的工夫の余地が少ない工事＞		技術提案評価型 ＜技術的工夫の余地が大きい工事＞			
Ⅱ 型		I 型	S型		A型
			S型（現行）	S I 型（試行）	
考え方	企業・技術者能力を中心に評価 （施工計画の提出を求めない）	企業・技術者能力を評価、施工計画の提出を求める	目的物の変更を伴わない技術提案を求める	仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更や新技術の活用等により品質・環境・安全性等の更なる向上が期待できる場合に技術向上提案を求める	目的物の変更を伴う技術提案を求める
目的物変更	無し		無し	無し （軽微な目的物の変更を含む場合もある）	有り
提案内容	求めない	施工計画	施工上の特定の課題等に対する工夫（通常技術提案）	通常技術提案に加え、 <u>技術向上提案を求める</u>	目的物の変更を伴う技術提案を求める
評価方法	企業・技術者の能力等のみで評価	原則可・不可の二段階で評価 （必要に応じ点数化も可）	点数化して評価	点数化して評価	点数化して評価
予定価格	標準案に基づき予定価格を作成		標準案に基づき予定価格を作成	<u>技術向上提案部分に要する費用は予定価格に含めない。</u> （上限額は当初予定価格の5%の範囲内で発注者が設定）	技術提案に基づき予定価格を作成

2. S I 型の活用が想定される事例

社会資本整備を取り巻く状況と建設産業の課題

- 建設就労人口の減少による担い手不足
⇒生産性向上が急務
- 担い手確保のため魅力ある建設現場への転換が急務
⇒旧3Kから新4Kへ
- 「2050年カーボンニュートラルの実現」への貢献
⇒インフラ分野における脱炭素化の取組も急務
- インフラ整備に関する社会的要請
(例:既存インフラを供用しながらの整備、LCCの削減等)
⇒インフラ利用者への安全対策等の一層の配慮

現行入札制度の課題

- 企業の技術は日々進歩しているが、官積算に反映されるまでには一定の期間を要する
⇒新技術の実装・普及に資する取組も急務
- 現行のS型制度では、仕様の変更を伴う技術提案は認めておらず、技術提案の内容に要する費用も受注者が負担
⇒競争参加者は費用を伴う発展的な提案がしにくい

これらの課題解決のため

一定の範囲内で適切に費用計上する(※)ことを前提とした技術向上提案を求める
ことにより、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上を目指す。

※当面は予定価格の5%の範囲内とする

< 具体の想定事例 >

- ①導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法等の採用
・港湾建設現場の生産性向上に資する新技術・工法
- ②より安全性の高い工法の採用
・潜水作業時の安全性の向上
- ③脱炭素化推進に係る資材の採用 等

2. S I 型の試行工事

○対象工事

- ・港湾及び海岸工事におけるWTO又はAランク案件
- ・技術提案評価型S型を採用することが想定される工事のうち、技術向上提案に基づいた比較的軽微な設計図書の変更(目的物及び発注者指定の仮設物・工法の変更を含む)により、品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上が期待される場合や、新技術・工法等の活用が期待できる工事

○求める技術向上提案

- ・通常技術提案と技術向上提案の双方を1つずつ設定することを標準とする
- ・技術向上提案の費用の上限は、公告時点の予定価格の5%の範囲内で発注者が適切に設定

○技術向上提案の採用

- ・技術向上提案の採用の是非は、契約後速やかに発注者から受注者に通知
- ・技術向上提案を採用する場合は、当該通知に係る工事内容が着手される期日までに変更契約

○手続き期間

- ・技術向上提案の作成・発注者による審査に時間を要するため、S型より長く設定

○適用開始時期

- ・令和7年10月以降に契約手続きを開始する案件のうち工事内容を踏まえ選定

S I 型試行実施要領(国土交通省港湾局HP)

リンク先:https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_mn5_000025.html

